

公益社団法人 福井県観光連盟
コンベンション開催助成金等交付要綱（令和4年度以降開催分）

（目的）

第1条 公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）はコンベンションを誘致し福井県（以下「県」という。）で開催することにより、新たな経済効果をもたらし、国際的な相互理解の増進および地域経済の活性化ならびに文化の向上の拡大を目的に、県および県内市町の連携に基づき本県でコンベンションを開催する主催者に対して、予算の範囲内において、コンベンション開催助成金等（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「コンベンション」とは、学会、大会・会議、企業コンベンション、スポーツ大会をいう。またその定義は次の各号に定めるものとする。

- （1）学会とは、学術研究団体が主体となり当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表および討論のための集会その他これに準ずるもの。
- （2）大会・会議とは、団体組織の構成員等が特定の課題に対して意見の発表および討論をするための集会、セミナーまたはこれに準ずるもの。
- （3）企業コンベンションとは、民間企業の会議・研修、研修等を組み込んで実施されるインセンティブ旅行またはこれに準ずるもので、第3条第2号の助成金の対象となるものに限る。
- （4）スポーツ大会とは、新規に創設されたスポーツ種目であること、または、初めて県内で開催されるものに限る。

2 この要綱に定める用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- （1）開催市町とは、コンベンションの開催会場が存する市または町とする。
- （2）宿泊市町とは、コンベンション参加者が宿泊する施設が存する市または町とする。

（助成金の種類および対象）

第3条 第1条の目的を達成するため、コンベンションの主催者を支援する助成金は、次の各号に定めるものとする。ただし、第3号から第5号の助成金は、第1号もしくは第2号の助成金のいずれかまたは両方が交付される場合にのみ交付する。

（1）開催助成金

参加者が本県を含む3県以上の開催規模で、参加者数が50人以上、かつ、県外参加者の延べ宿泊数が50人泊以上（学会に限っては、県外参加者の延べ宿泊数が25人泊以上）で、開催期間がエクスカーション等を含む連続2日間以上のコンベンションの主催者に交付する。

ただし、別表1の市町で開催宿泊するものに限る。

(2) 国際コンベンション助成金

参加者が日本を含む2か国以上の開催規模で、海外から10名以上が参加し、かつ県内で1泊以上する、開催期間がエクスカーション等を含む連続2日間以上のコンベンション（姉妹友好交流事業に伴い開催されるものを除く）の主催者に交付する。

ただし、別表1の市町で開催宿泊するものに限る。

(3) アトラクション助成金

コンベンションの開会式、レセプション等において、本県および各市町を広く広報宣伝し、イメージアップにつながるおもてなしイベントを披露する場合の出演者への謝礼金、交通費、弁当代等の費用として交付する。

(4) シャトル便運行助成金

参加者が300名以上のコンベンションの主催者が、県内に本社・支社を置くバス、電車、およびタクシー会社を利用して、2つ以上のコンベンション施設間、または宿泊施設とコンベンション施設間を往来するシャトル便を運行する場合に交付する。

(5) エクスカーション助成金

コンベンションの主催者が観光施設や県内企業等の視察を実施する際の借上げ車両経費、ガイド料、入場料・拝観料等の費用として交付する。

(6) 嶺南特別加算

第1号および第5号の助成金を交付する場合において、嶺南地域（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）で開催宿泊する場合およびエクスカーションを行う場合に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、交付の対象としない。

(1) 国または地方公共団体が主催するもの

(2) 国または地方公共団体から当該のコンベンション事業に対して補助金等その他の経済支援またはこれに類する支援を受けるもの

(3) 展示会、見本市、プロスポーツ大会およびコンサート、演劇等の興行

(4) 営利を目的とするもの

(5) 政治的または宗教的活動を目的とするもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条各号に定める種類ごとに、次の各号に定めるところとする。

(1) 開催助成金

次に掲げるとおりとし、開催に当たって支出した経費（参加者の宿泊費を除く）の3分の2を限度額とする。

一 県内宿泊に対する基本助成

県外参加者の延べ宿泊数（前泊・後泊を除く）に応じて、別表2に定める額とし、上限450万円とする。

二 開催市町での宿泊に対する加算

開催市町に県外参加者が宿泊する場合、その延べ宿泊数（前泊・後泊を除く）に応じて、別表2に定める額を、上限450万円として受けることができる。

(2) 国際コンベンション助成金

次に掲げるとおりとする。

一 県内宿泊に対する基本助成

海外参加者の延べ宿泊数（前泊・後泊を除く）に応じて、別表2に定める額とし、上限150万円とする。

二 開催市町での宿泊に対する加算

開催市町に海外参加者が宿泊する場合、その延べ宿泊数（前泊・後泊を除く）に応じて、別表2に定める額を、上限150万円として受けることができる。

(3) アトラクション助成金

上限5万円とする。

(4) シャトル便運行助成金

運行に係る経費の2分の1とし、上限10万円とする。

(5) エクスカーション助成金

借上げ車両経費、ガイド料、入場料、拝観料等の経費の2分の1とし、上限20万円とする。（飲食代は除く）

(6) 嶺南特別加算

嶺南地域で宿泊する場合は、嶺南特別加算として開催助成金に2分の1を上乗せし、上限25万円とする。また、嶺南地域でエクスカーションを行う場合は、嶺南特別加算としてエクスカーション助成金に2分の1を上乗せし、上限10万円とする。

(助成金の負担)

第5条 第3条各号に定める助成金の種類ごとに、下記各号に定めるところにより県および各市町が負担するものとする。

(1) 開催助成金

一 県内宿泊に対する基本助成

県が負担する。

二 開催市町での宿泊に対する加算

開催市町が負担する。

(2) 国際コンベンション助成金

一 県内宿泊に対する基本助成

県が負担する。

二 開催市町での宿泊に対する加算

開催市町が負担する。

(3) アトラクション助成金

2分の1を県が、2分の1をアトラクションを披露する場所が存する市町が案分負担するものとする。

(4) シャトル便運行助成金

2分の1を県が、2分の1をシャトル便を運行する開催市町と宿泊市町が案分負担するものとする。

(5) エクスカーション助成金

2分の1を県が、2分の1を立ち寄る見学場所の市町が案分負担するものとする。

(6) 嶺南特別加算

10分の10を県が負担するものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、開催年度の前年9月末までに、「コンベンション開催助成金等交付申請書」（様式第1号）、その他助成金計画書（アトラクション（様式第1-1号）・シャトル便運行（様式第1-2号）・エクスカーション（様式第1-3号））を連盟会長（以下「会長」という。）に提出する。ただし、特別な事情があると認められる場合は、開催月の3か月前の1日までに提出できるものとする。

(交付の内示)

第7条 会長は前条の申請を受理したときは、関係書類を審査し、開催市町等と協議の上、助成金を交付することが適当と認めるときは、前年度末までに主催者に対し「コンベンション開催助成金等交付内示通知書」（様式第2号）により、通知する。ただし、前条のただし書による申請を受理した場合は、速やかに通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 申請者は前条の通知を受けた後において開催内容等に著しい変更が生じたときは、「コンベンション開催助成金等交付変更承認申請書」（様式第3号）、その他助成金変更計画書（アトラクション（様式第3-1号）・シャトル便運行（様式第3-2号）・エクスカーション（様式第3-3号））を速やかに会長に提出する。

2 会長は、前項の規定による書類を審査し、既に交付を内示している助成金額の変更が適当と認めるときは、助成金の交付の変更を決定し、速やかにその内容を申請者に「コンベンション開催助成金等交付内示変更決定通知書」（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告および助成金の請求)

第9条 助成金の交付内示を受けた申請者は、コンベンション終了後1か月以内または3月31日までのいずれか早い日に「コンベンション開催助成金等実績報告書兼助成金交付請求書」（様式第5号）、その他助成金実績報告書（アトラクション（様式第5-1号）、シャトル便運行（様式第5-2号）、エクスカーション（様式第5-3号））を会長に提出する。

(助成金の交付決定、額の確定および交付)

第10条 会長は、前条の規定による書類を受理したときは、当該報告書を審査し、交付の内容に適合すると認められた場合において、助成金の交付を決定するとともに、交付額を確定し、速やかにその内容を申請者に「コンベンション開催助成金等交付決定兼額の確定通知書」(様式第6号)により通知し、助成金を交付する。

2 助成金は、申請者が指定する銀行口座へ日本円で振り込む。

3 日本国外への送金の場合は、送金に要する手数料は申請者が負担することとし、第1項により確定した助成額から送金に要する手数料を差し引いた金額を振り込む。

(助成金交付の取消しおよび返還)

第11条 会長は、申請者の提出書類に誤りまたは偽りがあると認められたときは、助成金の交付額を減額し、または助成金を交付しないことができる。

2 助成金を交付後に前項の書類に誤りまたは偽りがあると認められたときは、交付した助成金の一部または全部を返還させるものとする。

(助成実績の報告)

第12条 会長は、理事会において、助成実績について報告をするものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

別表1 (第3条関係)

開催宿泊市町	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
--------	---

別表2 (第4条関係)

開催助成金			国際コンベンション助成金		
県外参加者の延べ宿泊数	県内宿泊に対する基本助成額	開催市町での宿泊に対する加算額	海外参加者の延べ宿泊数	県内宿泊に対する基本助成額	開催市町での宿泊に対する加算額
※ 25～ 49 人泊	2.5万円	2.5万円	10～ 19 人泊	5万円	5万円
50～ 99 人泊	5万円	5万円	20～ 29 人泊	10万円	10万円
100～ 149 人泊	10万円	10万円	30～ 39 人泊	15万円	15万円
150～ 199 人泊	15万円	15万円	40～ 49 人泊	20万円	20万円
200～ 249 人泊	20万円	20万円	50～ 59 人泊	25万円	25万円
250～ 299 人泊	25万円	25万円	60～ 69 人泊	30万円	30万円
300～ 399 人泊	30万円	30万円	70～ 79 人泊	35万円	35万円
400～ 499 人泊	40万円	40万円	80～ 89 人泊	40万円	40万円
500～ 599 人泊	50万円	50万円	90～ 99 人泊	45万円	45万円
600～ 699 人泊	60万円	60万円	100～109 人泊	50万円	50万円
700～ 799 人泊	70万円	70万円	110～119 人泊	55万円	55万円
800～ 899 人泊	80万円	80万円	120～129 人泊	60万円	60万円
900～ 999 人泊	90万円	90万円	130～139 人泊	65万円	65万円
1,000～1,099 人泊	100万円	100万円	140～149 人泊	70万円	70万円
1,100～1,199 人泊	110万円	110万円	150～159 人泊	75万円	75万円
1,200～1,299 人泊	120万円	120万円	160～169 人泊	80万円	80万円
1,300～1,399 人泊	130万円	130万円	170～179 人泊	85万円	85万円
1,400～1,499 人泊	140万円	140万円	180～189 人泊	90万円	90万円
1,500～1,599 人泊	150万円	150万円	190～199 人泊	95万円	95万円
1,600～1,699 人泊	160万円	160万円	200～209 人泊	100万円	100万円
1,700～1,799 人泊	170万円	170万円	210～219 人泊	105万円	105万円
1,800～1,899 人泊	180万円	180万円	220～229 人泊	110万円	110万円
1,900～1,999 人泊	190万円	190万円	230～239 人泊	115万円	115万円
2,000～2,099 人泊	200万円	200万円	240～249 人泊	120万円	120万円
2,100～2,199 人泊	210万円	210万円	250～259 人泊	125万円	125万円
2,200～2,299 人泊	220万円	220万円	260～269 人泊	130万円	130万円
2,300～2,399 人泊	230万円	230万円	270～279 人泊	135万円	135万円
2,400～2,499 人泊	240万円	240万円	280～289 人泊	140万円	140万円
2,500～2,599 人泊	250万円	250万円	290～299 人泊	145万円	145万円
2,600～2,699 人泊	260万円	260万円	300 人泊以上	150万円	150万円
2,700～2,799 人泊	270万円	270万円			
2,800～2,899 人泊	280万円	280万円			
2,900～2,999 人泊	290万円	290万円			
3,000～3,099 人泊	300万円	300万円			
3,100～3,199 人泊	310万円	310万円			
3,200～3,299 人泊	320万円	320万円			
3,300～3,399 人泊	330万円	330万円			
3,400～3,499 人泊	340万円	340万円			
3,500～3,599 人泊	350万円	350万円			
3,600～3,699 人泊	360万円	360万円			
3,700～3,799 人泊	370万円	370万円			
3,800～3,899 人泊	380万円	380万円			
3,900～3,999 人泊	390万円	390万円			
4,000～4,099 人泊	400万円	400万円			
4,100～4,199 人泊	410万円	410万円			
4,200～4,299 人泊	420万円	420万円			
4,300～4,399 人泊	430万円	430万円			
4,400～4,499 人泊	440万円	440万円			
4,500 人泊以上	450万円	450万円			

※学会に限る